

VII 知っておきたい「関連する法令等」

I 関連する法令・通知等

◆ 教育基本法

第1章第4条 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

◆ 学校教育法

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

※「六 その他障害のある者」とは、「言語障がい者」、「自閉症・情緒障がい者」を指します。

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

文部科学省（平成25年）

◆ 学校教育法施行令の一部改正について

25文科初第655号

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

◆ 学校教育法施行規則

第138条第1項 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5及び第107条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第139条第1項 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

◆ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

30文科初第756号

第1 改正の趣旨

（中略）文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト」において、障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について検討を行い、（中略）報告を取りまとめたところである。（中略）小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校において（中略）通級による指導が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体（以下「関係機関等」という。）と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとするものである。

- ◆「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」 4文科初第375号
- 第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について
- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
 - 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。
- 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について
- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
 - また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討するべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
 - ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。
- ◆「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」 25文科初第756号
- 第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定
- 3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学
- (1) 特別支援学級
- 学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適当な教育を行うこと。
- 障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。
- ①障害の種類及び程度(本ハンドブックP5 参照)
- ◆「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」 30文科初第357号
- 第1 教育と福祉の連携を推進するための方策について
- (1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について
- 学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。その際、各地方自治体は、(中略)既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び(自立支援)協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

例えば、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、放課後等デイサービスについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。これを踏まえ、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。(省略)

(3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができてない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、(中略)学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。

◆ 障害者の権利に関する条約(障害者の権利条約)

(目的)

第1条 この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。障害者には、長期的な身体的、精神的、知的または感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

◆ 障害者基本法

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下、「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

(教育)

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

◆ 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

（基本理念）

第1条の2 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

◆ 発達障害者支援法

（目的）

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適性な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。
- 3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

◆ 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

チェックシートは、コピー又はダウンロードをして御活用ください。

記入日：1回目 月 日

記入日：2回目 月 日

特別支援学級担任教員に求められる専門性チェックシート

項 目			できている	だいたいできている	少してできている	できていない	
実態把握	児童生徒	II 児童生徒の障がいの状態、発達や生活経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握する。	●	●	●	●	
	児童生徒保護者	児童生徒本人と、保護者の希望や教育的ニーズを把握する。	●	●	●	●	
	個別の教育支援計画	IV これまで作成された個別の教育支援計画をもとに、関係機関や保護者と連携して、今後の支援や指導の計画を立てる。 児童生徒の実態や教育的ニーズを踏まえて、学校における合理的配慮の提供について児童生徒本人や保護者と合意形成を図って計画する。	●	●	●	●	
指導計画	個別の指導計画	III 児童生徒の実態から、具体的な目標や手立てを設定し、個に応じた指導・支援の実践に生かす。 実践をふり返って評価を行い、指導・支援についての計画の見直しをする。	●	●	●	●	
	年間指導計画	年間指導計画を作成したり、学級経営の目標(学級経営方針)を設定する。	●	●	●	●	
学習活動	環境設定	II 掲示物を工夫するなどして、教室内の刺激の量を調整する。	●	●	●	●	
		構造化の手法(空間、時間、ワークシステム等)を取り入れたり、学級内のルールの明確化を図ったりする。	●	●	●	●	
		児童生徒の不器用さや感覚過敏等への配慮をする。	●	●	●	●	
	指示	注目を促してから、端的で、分かりやすい言葉を使って具体的な指示を出す。	●	●	●	●	
		具体物を用意したり、写真や図、文字などを提示したりするなど、視覚的支援を取り入れる。	●	●	●	●	
	教育課程	「特別の教育課程」について理解し、児童生徒の実態に応じて編成する。	●	●	●	●	
		「自立活動」のねらいや目標を理解し、児童生徒の実態と課題に応じた目標や内容を設定して指導する。	●	●	●	●	
		知的障がいのある児童生徒に対して行うことができる「各教科等を合わせた指導」について理解し、児童生徒の実態と課題に応じた目標や内容を設定して指導する。	●	●	●	●	
	授業	III 児童生徒の実態に応じた学習目標を設定して授業を実施し、実施後には、ふり返りを行うなどして授業改善に取り組む。	児童生徒の実態に応じた学習目標を設定して授業を実施し、実施後には、ふり返りを行うなどして授業改善に取り組む。	●	●	●	●
			体験的な学習活動を積極的に取り入れるなど、工夫した授業を実施する。	●	●	●	●
			学習活動の流れや内容などが分かり、見通しをもって学習に取り組むための視覚的支援を実施する。	●	●	●	●
		興味・関心を持ち、意欲的・主体的に取り組むことができるような授業を実施したり、復習など繰り返し学習する機会を設定する。	●	●	●	●	
達成感や成就感を味わえるよう、スモールステップによる指導を計画し、教材・教具や手立てを工夫した授業を実施する。		●	●	●	●		
ポジティブ行動支援の考え方を、指導・支援に生かす。		●	●	●	●		
交流及び共同学習において、「交流」「共同学習」それぞれのねらいや目標を交流学級担任や教科担任と共有し、連携して実施する。		●	●	●	●		
交流及び共同学習を実施した後は、交流学級担任や教科担任とふり返りを行うことで授業改善を行う。		●	●	●	●		
指導案		特別支援学級の学習指導案の書き方が分かり、適切に作成する。	●	●	●	●	
評価	目標に照らした学習評価を行い、個別の指導計画の評価も踏まえて、通知表や指導要録への記入を適切に行う。	●	●	●	●		

項 目			できている	だいたいできている	少しできている	できていない
人権教育・ 生徒指導	行動	Ⅲ 児童生徒が適切な行動ができるよう、基本的な支援方法についての情報を集めたり、課題を分析したりして、指導・支援につなげる。	●	●	●	●
		Ⅲ 児童生徒が自分のよさに気づいて自己肯定感をもったり、家族や友だち、周りの人々を大切にできる心情や態度を養ったりできるよう、常に配慮して指導する。	●	●	●	●
	関わり	Ⅲ 児童生徒の人権を尊重し、多様性を認め、児童生徒のよい面をさらに伸ばす指導をする。	●	●	●	●
		Ⅱ 児童生徒の想いや心情を大切にしながら、本人ができることは積極的に取り組ませたり、不安感に配慮したりして、児童生徒の状況に応じた関わり方をする。	●	●	●	●
	Ⅲ 人権教育やコミュニケーションスキルの学習をはじめ、教育活動全体において、児童生徒の人間関係や仲間づくりのための指導・支援を継続して行う。	●	●	●	●	
啓発	Ⅴ 校内外へ学級通信を発行したり、交流及び共同学習において発信したりして、障がい理解とともに、特別支援教育について正しい理解を促すための啓発を行う。	●	●	●	●	
特別支援教育 についての 知識	特性理解	Ⅱ 障がい特性や、特性に応じた基本的な指導方法や支援方法等について理解する。	●	●	●	●
	法令・ 制度等	Ⅰ 特別支援教育の理念やインクルーシブ教育システム構築のねらい、合理的配慮の提供や個に応じた指導・支援の必要性について理解する。	●	●	●	●
		Ⅵ 障がいの状態に応じた福祉サービスや制度について理解する。	●	●	●	●
		Ⅱ 特別支援学級の仕組みや対象となる障がい種、入退級の仕組みについて理解している。また、特別支援学校への進学等の仕組みを理解する。	●	●	●	●
Ⅳ トライアングルプロジェクトの考え方、ポジティブ行動支援の考え方や手法について理解する。	●	●	●	●		
連携	校内連携	Ⅴ 特別支援教育コーディネーターや担任経験者の協力を得るなどして、校内委員会やケース会議などで、児童生徒の支援について話し合いながら取り組む。	●	●	●	●
		Ⅴ チームとして全教職員で共通理解した教育活動を実践していくため、教科担任等と指導の方針や児童生徒の状況について情報交換や問題行動への支援方法、授業改善等について話し合いながら取り組む。	●	●	●	●
		Ⅴ 緊急時の対応（急病・事故・災害・不審者等）について全教職員で共通理解しており、適切な対応をする。	●	●	●	●
関係機関 との連携	Ⅴ 特別支援教育コーディネーターの協力を得るなどして、関係機関等（医療・教育・福祉・労働・保健等の専門機関、当事者団体、NPO法人などの関係機関）と連携して児童生徒の指導・支援に取り組む。	●	●	●	●	
	保護者連携	Ⅳ 保護者の心情を理解し、想いに寄り添うなどして適切な信頼関係を築く。	●	●	●	●
Ⅳ 指導に関する提案をしたり、理解や協力を求めたりして、保護者と連携して一貫した指導・支援に取り組む。		●	●	●	●	
地域連携	Ⅴ 他校の特別支援学級担任等に相談したり、相談に応じたりするなどして、特別支援教育についての情報を共有し、日々の指導・支援に生かす。	●	●	●	●	
進路	引継ぎ	Ⅳ 進学・転学、入退級の際の引継ぎ等、学びの場同士の引継ぎの大切さを理解し、引継ぎ資料を作成するなどして適切な引継ぎに取り組む。	●	●	●	●
	進路指導	Ⅰ 多様な学びの場があり、必要な手続きにより、柔軟な変更が可能であることを理解する。	●	●	●	●
		Ⅵ 特別支援学校や中学校、高等学校など、進路先の学校の情報を得る試みを行う。	●	●	●	●
		Ⅵ 就労について情報を集めたり、将来の就労のために今取り組むべきことを考えたりして、教育活動を実践する。	●	●	●	●
Ⅵ 進路について、自己決定に向けての児童生徒支援、又は、保護者支援をする。	●	●	●	●		
学級事務	書類作成	Ⅱ 特別支援学級において整えておくべき書類について理解し、適切に作成したり守秘義務を遂行したりする。	●	●	●	●
	会計	Ⅱ 特別支援学級における教材・教具の管理や、会計等の管理を適切に行う。	●	●	●	●

専門性チェックシートの使い方

ポイント

①

年度はじめに 、年度末にもう一度
(違う色でチェックするとわかりやすい！)

やってみよう！

こんなことを知っておくといいんだな。

1年間でできている項目が増えた！

ポイント

②

チェック項目を読んでわからない言葉があれば、目次の色と同じ色のページを確認
※ (目次のカラータイトルと関連している内容を同じ色で示しています)

